

第 6 4 7 号
平成20年 3月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告示	
放置自転車等の保管について	2
放置自転車等の保管について	2
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定申出に係る土地の区域の案の縦覧について	3
放置自転車等の保管について	3
放置自転車等の保管について	4
放置自転車等の保管について	4
放置自転車等の保管について	5
市道の区域決定及び供用開始について	5
公示送達について	5
放置自転車等の保管について	6
公示送達について	6
放置自転車等の保管について	6
放置自転車等の保管について	7
放置自転車等の保管について	7
放置自転車等の保管について	8
放置自転車等の保管について	8
放置自転車等の保管について	9
放置自転車等の保管について	9
放置自転車等の保管について	10
放置自転車等の保管について	10
放置自転車等の保管について	11
放置自転車等の保管について	11
平成20年第 1 回天理市議会定例会の招集について	11
放置自転車等の保管について	12
放置自転車等の保管について	12
公共下水道の供用（処理）開始について	12
放置自転車等の保管について	15
放置自転車等の保管について	15
放置自転車等の保管について	16
公告	
天理市学童保育所の指定管理者の代表者の変更について	16
農用地利用集積計画の縦覧について	17
教育委員会	

定例教育委員会の招集について	17
農業委員会	
農業委員会の招集について	17
選挙管理委員会	
選挙権を有する直接請求に必要な選挙人の数について	17
公営企業	
天理市指定給水装置工事事業者の指定について	18
天理市指定給水装置工事事業者の指定について	18

告 示

(平成20年 2月 6日 掲示済)

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成20年 2月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月 6日から平成20年 4月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成20年 2月 7日 掲示済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の

規定により告示する。

平成20年 2月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月 7日から平成20年 4月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月 8日 掲示済)

天理市告示第42号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例による区域指定申出と、区域指定申出地内における容積率等の指定見直しについて、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 2月 8日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 区域指定申出に係る土地の区域 桜井市大字辻、巻野内及び天理市柳本町の各一部
- 2 縦覧場所 天理市役所建設部都市計画課
- 3 縦覧期間 平成20年 3月 3日から平成20年 3月 17日まで
- 4 意見書の提出要領 案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書 1通を天理市長宛とし、平成20年 3月 17日必着で天理市建設部都市計画課に提出すること。

(平成20年 2月 8日 掲示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成20年 2月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成20年 2月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月 8日から平成20年 4月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月12日 掲示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月12日から平成20年 4月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月13日 掲示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月13日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月13日から平成20年 4月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月14日 掲示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月14日から平成20年 4月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月15日 掲示済)

天理市告示第47号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項により、道路の区域を決定し、供用開始をする。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月15日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 道路の区域

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	摘要
714号	西名阪南線	櫛本町294番地5先(市道40号線分岐)から 櫛本町237番地4先(県道天理環状線合接)まで	7.00 ~ 8.00	567.00	

- 3 供用開始の区間 道路の区域決定に伴い、新たに道路となった部分
- 4 供用開始年月日 平成20年 2月15日

(平成20年 2月15日 掲示済)

天理市告示第48号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成20年 2月15日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成20年 2月15日掲示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月15日から平成20年 4月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月18日掲示済)

天理市告示第50号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び天理市税賦課徴収条例第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成20年 2月18日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 省略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成20年 2月18日掲示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月18日から平成20年 4月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月19日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月19日から平成20年 4月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月20日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成20年 2月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年2月20日から平成20年4月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年2月21日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年2月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年2月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年2月21日から平成20年4月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年2月22日揭示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年2月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年2月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月22日から平成20年 4月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月22日掲示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月22日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月22日

3 移動対象区域

天理市田部町510番地23先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月22日から平成20年 4月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月25日掲示済)

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月25日から平成20年 4月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成20年 2月25日掲示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月25日

3 移動対象区域

天理市荒蒔町50番地 1 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月25日から平成20年 4月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成20年 2月25日掲示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成20年 2月25日

3 移動対象区域

天理市田井庄町557番地 3 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成20年 2月25日から平成20年 4月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成20年 2月26日掲示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月26日から平成20年 4月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月27日揭示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月27日から平成20年 4月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月28日揭示済)

天理市告示第62号

平成20年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年 2月28日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期日 平成20年 3月 6日

2 場所 天理市役所議事場

(平成20年 2月28日掲示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月28日から平成20年 4月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 2月29日掲示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 2月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 2月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 2月29日から平成20年 4月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 3月 1日掲示済)

天理市告示第65号

公共下水道の供用(処理)を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、

下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成20年 3月 1 日より 3月15日までの期間、本市建設部下水道維持課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 3月 1 日

公共下水道管理者

天理市長 南 佳 策

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日 平成20年 3月16日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域 天理市中町・武蔵町・石上町・別所町・指柳町・萱生町・園原町・杣之内町・三昧田町・兵庫町・乙木町・長柄町・岸田町・滝本町・豊井町・内馬場町・中山町・柳本町・渋谷町・櫛本町・庵治町・蔵之庄町・和爾町・西井戸堂町・富堂町・中之庄町・森本町・平等坊町・岩室町・田井庄町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置

分 区	管 記 号	起 点	終 点
櫛本北第11 処理分区	A	中町217番地 3 の先	中町235番地 4 の先
	B	中町230番地12の先	中町230番地 2 の先
	C	中町28番地 1 の先	中町31番地21の先
大和川第10 処理分区	A	武蔵町142番地 2 の先	武蔵町145番地 2 の先
天理北第 1 処理分区	A	石上町361番地 3 の先	別所町311番地 1 の先
	B	指柳町174番地 4 の先	指柳町174番地 5 の先
大和川第 8 処理分区	A	萱生町244番地の先	萱生町731番地の先
	B	萱生町877番地 2 の先	萱生町244番地の先
	C	萱生町940番地の先	萱生町944番地 1 の先
	D	萱生町944番地 1 の先	萱生町968番地 3 の先
	E	萱生町968番地 3 の先	萱生町731番地の先
	F	萱生町968番地 1 の先	萱生町743番地の先
	G	萱生町754番地 1 の先	萱生町458番地の先
	H	萱生町957番地 1 の先	萱生町458番地の先
	I	萱生町962番地の先	萱生町764番地の先
	J	萱生町786番地 4 の先	萱生町944番地 1 の先
	K	萱生町950番地の先	萱生町1160番地の先
	L	萱生町957番地 1 の先	萱生町968番地 3 の先
	M	園原町84番地 1 の先	杣之内町127番地の先
	N	三昧田町363番地 5 の先	三昧田町365番地 2 の先
	O	三昧田町362番地 5 の先	三昧田町363番地 3 の先
	P	三昧田町466番地 1 の先	三昧田町453番地 1 の先
	Q	兵庫町95番地 9 の先	三昧田町453番地 1 の先
	R	三昧田町264番地 3 の先	三昧田町163番地の先
	S	三昧田町203番地 3 の先	三昧田町264番地 3 の先
T	三昧田町203番地 1 の先	三昧田町264番地 3 の先	
U	三昧田町129番地 4 の先	三昧田町161番地 4 の先	
V	三昧田町128番地 3 の先	三昧田町161番地 4 の先	
W	三昧田町137番地 3 の先	三昧田町161番地 4 の先	
X	三昧田町161番地 4 の先	三昧田町131番地の先	
Y	三昧田町33番地 2 の先	三昧田町33番地 4 の先	

	Z	乙木町649番地の先	乙木町505番地 2 の先
	A A	乙木町765番地の先	乙木町461番地の先
	A B	乙木町647番地の先	乙木町641番地の先
	A C	乙木町462番地の先	乙木町461番地の先
	A D	乙木町636番地の先	乙木町472番地の先
	A E	乙木町471番地の先	乙木町472番地の先
	A F	乙木町477番地の先	乙木町477番地の先
	A G	長柄町2098番地 1 の先	長柄町2101番地の先
	A H	岸田町291番地 3 の先	岸田町291番地 3 の先
天理北第 2 処理分区	A	滝本町553番地 4 の先	滝本町388番地 2 の先
	B	滝本町388番地 2 の先	滝本町488番地 2 の先
	C	滝本町513番地の先	滝本町194番地 3 の先
	D	滝本町392番地の先	滝本町391番地の先
	E	滝本町407番地の先	滝本町518番地 2 の先
	F	豊井町611番地 5 の先	内馬場町374番地の先
	G	内馬場町22番地の先	内馬場町25番地の先
	H	内馬場町79番地 1 の先	内馬場町77番地 2 の先
	I	内馬場町82番地 4 の先	内馬場町150番地 1 の先
大和川第 5 処理分区	A	中山町802番地 1 の先	中山町775番地の先
	B	中山町802番地の先	中山町757番地の先
	C	中山町777番地の先	中山町774番地の先
	D	中山町971番地の先	中山町790番地の先
	E	中山町788番地の先	中山町789番地の先
	F	中山町772番地の先	中山町988番地 1 の先
	G	中山町768番地の先	中山町766番地の先
	H	中山町758番地の先	中山町990番地の先
	I	中山町763番地の先	中山町763番地の先
	J	柳本町3095番地 1 の先	柳本町3094番地 4 の先
	K	柳本町2995番地の先	柳本町3094番地 4 の先
	L	柳本町3000番地 2 の先	柳本町3005番地の先
	M	柳本町3010番地の先	柳本町3016番地の先
	N	柳本町3014番地の先	柳本町3060番地 1 の先
	O	渋谷町474番地 2 の先	渋谷町448番地 2 の先
	P	渋谷町425番地の先	渋谷町457番地 3 の先
櫛本北第 4 処理分区	A	櫛本町2771番地 3 の先	櫛本町2708地の先
	B	櫛本町2909番地 1 の先	櫛本町3311番地 1 の先
	C	櫛本町2770番地59の先	櫛本町2803番地67の先
	D	櫛本町1495番地 1 の先	櫛本町1495番地 1 の先
大和川第14 処理分区	A	庵治町358番地 1 の先	庵治町357番地 2 の先
	B	庵治町332番地 2 の先	庵治町229番地の先
	C	庵治町188番地 1 の先	庵治町190番地 3 の先
櫛本北第 3 処理分区	A	蔵之庄町326番地 1 の先	蔵之庄町326番地 4 の先
	B	蔵之庄町305番地 1 の先	蔵之庄町302番地 1 の先
	C	蔵之庄町155番地 2 の先	蔵之庄町180番地の先
	D	蔵之庄町180番地の先	蔵之庄町153番地の先
	E	蔵之庄町32番地 7 の先	蔵之庄町49番地の先
	F	蔵之庄町36番地 1 の先	蔵之庄町37番地 1 の先

	G	蔵之庄町36番地 5 の先	蔵之庄町32番地 4 の先
櫛本北第 1 処理分区	A	和爾町839番地 3 の先	和爾町864番地 6 の先
天理北第 9 処理分区	A	西井戸堂町470番地 1 の先	西井戸堂町469番地 3 の先
	B	西井戸堂町455番地 2 の先	西井戸堂町455番地 2 の先
	C	富堂町114番地 1 の先	富堂町114番地 1 の先
	D	富堂町145番地 1 の先	富堂町146番地 1 の先
	E	西井戸堂町466番地の先	西井戸堂町470番地 3 の先
櫛本北第 3 - 1 処理分区	A	中之庄町75番地 1 の先	森本町314番地 1 の先
天理北第 5 処理分区	A	平等坊町201番地の先	平等坊町204番地の先
	B	岩室町33番地 1 の先	岩室町40番地の先
天理北第 4 処理分区	A	田井庄町289番地 2 の先	田井庄町289番地 2 の先
	B	富堂町215番地 1 の先	富堂町215番地 1 の先

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
大和郡山市額田部南町地内
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
奈良県浄化センター

(平成20年 3月 3日 掲示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 3月 3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 3月 3日から平成20年 5月 1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成20年 3月 4日 掲示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月 4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 3月 4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 3月 4日から平成20年 5月 2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成20年 3月 5日 掲示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月 5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成20年 3月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成20年 3月 5日から平成20年 5月 3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成20年 2月 6日 掲示済)

天理市公告第4号

天理市学童保育所条例第7条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第18条の規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により公告する。

平成20年 2月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の代表者の住所及び氏名 住所 天理市成願寺町412 - 4

氏名 木下 恵充

2 変更年月日 平成19年 4月 1日

(平成20年 2月20日揭示済)

天理市公告第 5号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成20年 2月20日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成20年 2月25日揭示済)

天教告示第 2号

平成20年 3月 5日午前 9時30分から 3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成20年 2月25日

天理市教育委員会

委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成20年 2月27日揭示済)

天農委告示第 2号

平成20年 3月 7日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成20年 2月27日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

議案第 1号 農地法第 3条に関する許可申請について

議案第 2号 農地法第 5条に関する許可申請について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第 4号 その他

選挙管理委員会

(平成20年 3月 2日揭示済)

天選告示第 3号

平成20年 3月 2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年 3月 2日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数 1,075人

6分の1の数 8,955人

3分の1の数 17,910人

公営企業

(平成20年 2月13日 揭示済)

天理市水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成20年 2月13日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成20年 2月13日

天理市水道事業管理者職務代理者
水道局長 上 田 基 明

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株)吉川水道設備

代表者 吉川 孝義

住 所 奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地

商 号 米倉設備

代表者 米倉 浩史

住 所 奈良県奈良市大安寺3丁目11番17-101号

(平成20年 3月 5日 揭示済)

天理市水道局告示第2号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成20年 3月 5日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成20年 3月 5日

天理市水道事業管理者職務代理者
水道局長 上 田 基 明

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株)サン・エス

代表者 長尾 英幸

住 所 奈良市法華寺町1273